

2川財契第9335号  
令和3年3月24日

川崎市工事請負有資格業者 代表者 各位  
川崎市業務委託有資格業者 代表者 各位

川崎市財政局資産管理部契約課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了（令和3年3月18日）後における工事及び業務の対応について

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」は、これまで、令和3年1月8日付け2川財契第6746号文書等により、周知してきたところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置が終了したことを踏まえ、当該措置終了後における対応について、国土交通省から通知がありました。

つきましては、本市におきましても、国からの通知を踏まえ緊急事態措置の終了後の対応を行うことといたしますので、お知らせします。

なお、工事・業務に係る申し出等につきましては、当該工事・業務担当部署または担当局へお問い合わせください。

(資料) 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了（令和3年3月18日）後における工事及び業務の対応について」  
(令和3年3月22日 国土交通省不動産・建設経済局建設業課長)

川崎市財政局資産管理部契約課  
〔土木契約係 044-200-2098・2099  
建築契約係 044-200-2100・2101  
委託契約係 044-200-2097・3117〕

事務連絡  
令和3年3月22日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了（令和3年3月18日）後における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年2月26日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年3月1日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年3月18日に、令和3年3月21日をもって緊急事態措置を終了することとなり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年3月18日変更））（以下、「基本的対処方針」という。）において、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととするとされたところです。

また、基本的対処方針では、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、クラスターの発生を抑えることが、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるために重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践等を促していくこととされているところです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ご

との感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なご対応を宜しくお願ひします。

併せて、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県においては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願ひします。